

のしろの産業プロモーションサイト「エネルギーのまち能代」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 能代市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、のしろの産業プロモーションサイト「エネルギーのまち能代」（以下「サイト」という。）への広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(広告掲載の基準)

第2条 サイトに掲載できる広告は、市の品位及びイメージを損なわないものにするとともに、本市のPR、産業プロモーションに資するものであるほか、要綱第4条及び能代市広告掲載基準に定める基準に該当するものとする。

(広告掲載を行う広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体としてサイトを活用する。

(広告の規格、掲載位置、掲載期間等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間等は次のとおりとする。

- (1) 規格・掲載位置 別表1のとおり
- (2) 掲載期間 1か月単位とし、最長12か月とする。

(広告の掲載開始日及び終了日)

第5条 広告掲載の開始日は原則として各月の初日とし、広告掲載の終了日は掲載終了月の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市の事情により広告の掲載開始日及び終了日を変更することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料（消費税及び地方消費税含む。）は、1万円/月とする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所等を有する企業・事業者等
- (2) 前号によらない再生可能エネルギー関連事業者等
- (3) 前2号以外のもの

2 前項の定めによるほか、申し込みの早いものを優先するものとする。

(広告の募集及び申し込み)

第8条 広告の募集及び申し込みは次のとおりとする。

- (1) 広告は、サイトのほか、広報のしろ、市のホームページ等により公募するほか、個別にあっせんできるものとする。
- (2) 広告申込者は、のしろの産業プロモーションサイト「エネルギーのまち能代」広告掲載申込書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。
- (3) 広告申込者は、原則、広告の掲載を希望する2か月前の月末まで申し込まなければならない。ただし、期日が能代市の休日を定める条例に定める市の休日に当たるときは、その前日とし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 広告掲載の審査及び決定は次のとおりとする。

- (1) 市長は、広告掲載の申し込みがあったとき、申込期日の翌月の末日までに広告内容を審査し、掲載の可否を決定し、その結果を申込者にのしろの産業プロモーションサイト「エネルギーのまち能代」広告掲載承認(不承認)通知書(様式第2号)にて通知するものとする。
- (2) 市長は、広告の掲載を決定した後において、広告内容、デザイン等が要綱に定める基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、広告の掲出を決定した後、市長の指定する期日までに承認期間分を一括で納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主が自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告掲載に要する費用等)

第12条 広告掲載に要する取材、記事調整、バナー制作等は、のしろの産業プロモーション業務受託者(以下、受託者)が広告主と協議のうえ行うものとし、これにかかる費用は受託者と広告主が個別に取り決めるものとする。

(広告デザインの変更)

第 1 3 条 広告掲載期間中のデザインの変更は認めないものとする。

(広告掲載期間の延長)

第 1 4 条 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が 3 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の還付)

第 1 5 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(リンク先の変更)

第 1 6 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに市長に申し出なければならない。

(広告掲載に伴う責任等)

第 1 7 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第 1 8 条 その他広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

(別表 1)

広告種類	広告の規格・掲載位置
編集タイアップ記事	広告主の取組を受託者が取材し、作成した記事をサイト内インタビューページへ掲載。掲載記事は、写真 1 0 点、テキスト 2, 000 文字程度を目安とする。
公式お知らせパートナー	広告主のリリース情報、ニュース情報、求人情報をサイト内お知らせ一覧へ掲載。写真 1 0 点、テキスト 2, 000 文字程度を目安とする。
バナー掲載	広告主のバナー等をサイト内トップページ等へ掲載。掲載バナー等は 300×250 のレクタングルバナーもしくは写真 1 点、テキスト 30 文字程度を目安とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。